

東村山市 高齢者保健福祉計画 (第 4 期)

平成 2 1 年度
~ 第 2 ・ 3 ・ 4 四半期 進捗状況 ~

高齢介護課

第 3 章 施 策 の 展 開

1 . みんなで支え、参加する東村山の福祉

< 社会参加の促進と交流の推進 >

(2) 生きがい対策の推進

主な取り組み	展 開 方 向	進 捗 状 況
社会参加・交流 及び生涯学習の 促進 計画書：11頁	【いきいきサロン・憩いの家の充実】 現在、萩山憩いの家で実施しているサロン活動について、内容の充実を図るとともに、地域の介護予防の拠点として他の憩いの家等にも展開することを検討します。	現在 月・水・金の週3日、午前10時～午後3時まで1日15名以内で <u>60歳以上の方</u> を受け入れている。 平成22年度 月・水・金の週3日、午前・午後の6コマで実施。1コマ15名を受け入れ、 <u>60歳以上の要支援・要介護状態に該当しない方</u> を対象とし、介護予防や健康維持増進等のプログラムを提供する。

第 3 章 施 策 の 展 開

1 . みんなで支え、参加する東村山の福祉

< 社会参加の促進と交流の推進 >

(2) 生きがい対策の推進

主な取り組み	展 開 方 向	進 捗 状 況
社会参加・交流 及び生涯学習の 促進 計画書：11頁	【長寿を共に祝う 会のあり方の検 討】 高齢者の増加や 長寿に対する意識 の変化を踏まえて、 「長寿をともに祝 う会」のあり方を今 後も検討します。	当市における敬老啓発事業の一環 として行われている「長寿を共に 祝う会」は、平成9年度より、そ れまでの一会場での一括開催から 地域分散型の社会福祉協議会への 委託事業として、13町ごとにそ れぞれの福祉協力員会の企画・運 営を行い、平成21年度で13回 目の開催となった。近年、高齢者 の増加や長寿に対する意識の変 化、また実施主体である福祉協力 員の高齢化等の課題が発生してお り、それらを踏まえ、開催方法・ 内容についての検討が必要とされ ている。 平成22年度までは現行の開催 方法での実施を予定しているが、 「長寿を共に祝う会」は単なる敬 老事業というだけではなく、地域 福祉活動の一環としての位置づけ もあるため、現在共催者である市 と社会福祉協議会で今後の開催に ついて、検証及び方向性を協議し ている。

第 3 章 施 策 の 展 開

1 . みんなで支え、参加する東村山の福祉

< 社会参加の促進と交流の推進 >

(4) 権利擁護支援体制の充実

主な取り組み	展 開 方 向	進 捗 状 況
<p>認知症高齢者等の権利擁護の充実</p> <p>計画書：14頁</p>	<p>地域包括支援センターと市で高齢者虐待対応マニュアルを作成し、各関係機関との連携・役割分担等の体制づくりを進めます。</p> <p>地域ケア会議等を活用して、関係機関や地域との連携を強化します。</p> <p>市民、地域に向けて、高齢者虐待防止のための啓発を行います。</p>	<p>地域包括支援センターと市で『高齢者虐待防止マニュアル』を作成、平成21年3月に第一版を発行後、6～7月に行われた老人相談員（民生委員）との地域ケア会議担当地域部会及び事業者連絡会において、研修を行っている。</p> <p>（6/19 通所サービス事業者連絡会 6/23 居宅介護支援事業者連絡会 7/10 訪問介護事業者連絡会）</p> <p>毎月の地域包括支援センター研究協議会において、虐待の相談があったケースについて報告・検討し、マニュアルの検証を行っている。</p> <p>地域包括支援センターにおける権利擁護に関する相談数 （うち、高齢者虐待に関する相談数） 平成19年度：321件 （ 81件） 平成20年度：556件 （ 138件） 平成21年度：539件 4月～1月（290件）</p>

第 3 章 施 策 の 展 開

2 . 市民の声を聴き、ともに考える

< 総合的な相談・情報提供体制づくり >

(2) 情報提供体制の充実

主な取り組み	展 開 方 向	進 捗 状 況
情報提供体制の 充実 計画書：17頁	<p>必要な方に必要な情報の提供ができるように、市報や高齢介護課のホームページ、65歳年齢到達時の通知等の様々なツールを通じて、介護予防を中心に保健福祉サービスについての情報提供の充実を図ります。</p> <p>高齢者に施策への理解を深めていただけるよう、既存の広報誌（市報）の発行とともに、その内容を補足する保存版の広報誌の発行を検討します。</p>	<p>平成22年度から「東村山市健康ガイド」保存版（4/1号市報と一緒に全戸配布）に介護予防教室について掲載する予定。</p> <p>地域包括支援センター広報誌「夢のとびら」を4月～1月までの間に3回発行。</p>

第 3 章 施 策 の 展 開

3 . ひ と ・ も の ・ し く み の 活 用 と 整 備

< 社会資源の有効活用と関連施設の整備 >

(1) 高齢者の見守りと自立支援のネットワークの構築

主な取り組み	展 開 方 向	進 捗 状 況
<p>地域包括支援センターの充実</p> <p>計画書：18頁</p> <p>別添資料 資料1-1</p>	<p>高齢者が地域で自立して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心とした高齢者の見守りと自立支援のネットワークを構築します。</p> <p>人員体制を含めた地域包括支援センターの運営体制を強化します。</p>	<p>平成21年度から各地域包括支援センターに介護予防支援担当者（介護支援専門員）を配置し、4名体制とし、今年度は地域のネットワークづくりを重点目標として、各地域包括支援センターが取り組んできた。</p> <p>以前からの老人相談員（民生委員）との連携を軸に、福祉協力員、保健推進員、老人クラブ、自治会、地域のボランティア団体等との関係作りを進めてきている。その様な中で、高齢者あんしん見守りネットワーク「諏訪町ゆっと」（北部諏訪町地区）を、4月に立ち上げの予定で準備中。</p>

第 3 章 施 策 の 展 開

3 . ひ と ・ も の ・ し く み の 活 用 と 整 備

< 社会資源の有効活用と関連施設の整備 >

(1) 高 齢 者 の 見 守 り と 自 立 支 援 の ネ ッ ト ワ ー ク の 構 築

主な取り組み	展 開 方 向	進 捗 状 況
老人相談員事業 の充実 計画書：18頁	一人暮らし高齢者と高齢者世帯調査(緊急連絡先名簿の作成)を継続し、ネットワークの構築及び相談活動に活かしていきます。また、地域包括支援センターと連携して、要援護高齢者の早期発見と早期対応に努めます。	一人暮らし高齢者等の名簿を活用し、平成22年5月～6月の調査の時期に、*「救急キット」を一人暮らし高齢者に老人相談員が配布する予定で、準備を進めている。将来的には高齢者世帯にも配布する事を検討中。 *「救急キット」...プラスチックの透明の筒に、緊急連絡先や主治医等の情報を入れ、その筒を冷蔵庫に入れておき、救急隊等が必要時その情報を活用するもの。あらかじめ東村山消防署には協力依頼済。

第 3 章 施 策 の 展 開

3 . ひ と ・ も の ・ し く み の 活 用 と 整 備

< 社会資源の有効活用と関連施設の整備 >

(2) 地域に暮らし続けるための住居等の充実

主な取り組み	展 開 方 向	進 捗 状 況
<p>地域密着型サービスの充実</p> <p>計画書：20頁</p>	<p>高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で暮らし続けるため、日常生活圏域毎に高齢者の状況や地域の特性を考慮しながら、地域密着型サービスの提供拠点を整備します。</p> <p>第4期介護保険事業計画における重要事業の一つであることから、整備にあたっては事業の実施状況、効果等を踏まえた検証を行う必要があります。事業者の参入意欲が高まるよう、効果的な参入誘導策を検討し、地域偏在とならないよう考慮しつつ、整備可能な地域から整備が進むよう、柔軟に対応します。</p> <p>地域密着型サービス運営協議会を開催し、質の確保、運営の評価等を行い、適正なサービスの提供が図られるように努めます。</p>	<p>第4期介護保険事業計画における整備目標に基づき、第3期計画における未整備の圏域に対して、需用の見込まれる下記サービス事業所の整備を予定し、平成21年9月に公募を開始。12月に株式会社ニチイ学館をサービス提供予定事業者として決定。</p> <p>【サービス種別】 認知症対応型共同生活介護 及び 小規模多機能型居宅介護の併設整備</p> <p>【整備圏域】 西部圏域（美住町）</p> <p>【事業者指定（開設）予定時期】 平成23年3月頃</p> <p>提供予定事業者の選考にあたっては、地域密着型サービス運営協議会において選考審査方法等に関する説明・検討を行った。</p> <p>その上で当該運営協議会委員代表5名及び行政側委員5名からなる『地域密着型サービス提供予定事業者選考委員会』を開催して事業者を選考し、選考プロセスの透明性及び質の高いサービス提供事業者の確保に努めた。</p> <p>来年度以降も、市総合計画に基づく方針と介護保険事業計画との整合を図り、目標達成に向けた整備に努める。</p>

第 3 章 施 策 の 展 開

4 . 日常生活の中での福祉の充実

< 身近な地域でのサービスの充実 >

(2) 生活支援サービスの充実

主な取り組み	展 開 方 向	進 捗 状 況																
緊急通報システムの整備・充実 計画書：24頁	利用者の生活実態に即した制度となるよう、民間の緊急通報システムの導入を進めます。	<p>平成21～23年度の3年間で消防方式から民間方式の緊急通報システムに移行中。</p> <p>民間緊急通報システムを導入したことにより、協力員が確保できない方の設置が可能となり、同じ予算規模で、設置台数を増やすことができた。</p> <p>緊急通報システム設置数 平成21年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>消 防 方 式</th> <th>民 間 方 式</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>76台</td> <td>0台</td> <td>76台</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>36台</td> <td>55台</td> <td>91台</td> </tr> <tr> <td>3月 (予定)</td> <td>36台</td> <td>60台</td> <td>96台</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急通報システム設置待機者数 平成21年度</p> <p>4月 37人 12月 22人(*8人) (*うち、平成21年4月以降の申請者数)</p>		消 防 方 式	民 間 方 式	合 計	4月	76台	0台	76台	12月	36台	55台	91台	3月 (予定)	36台	60台	96台
	消 防 方 式	民 間 方 式	合 計															
4月	76台	0台	76台															
12月	36台	55台	91台															
3月 (予定)	36台	60台	96台															

第 3 章 施 策 の 展 開

4 . 日常生活の中での福祉の充実

< 身近な地域でのサービスの充実 >

(3) 介護保険サービスの質の向上

主な取り組み	展 開 方 向	進 捗 状 況
<p>要介護等認定体制の充実</p> <p>計画書：27頁</p> <p>別添資料 資料1 - 2</p>	<p>要介護認定の適正化を図るため、介護認定調査は、市所属の調査員による直営体制を継続します。</p> <p>介護認定審査会委員と介護認定調査員の研修を充実し、要介護等認定の精度向上や効率化に努めます。また、平成21年度より適用された新要介護認定についても介護認定審査会委員と介護認定調査員の研修を行う等して要介護認定の適正化を図ります。</p>	<p>平成21年度からの要介護認定については、「要介護度が軽度に出るのではないかと危惧が多く寄せられ、平成21年4月末に、国が新要介護認定について検証することが決まり、更新申請者については、検証期間中、経過措置がとられた。</p> <p>検証の結果、要介護度別分布について、非該当や軽度者の割合が増加している事がわかり、平成21年9月末で経過措置は終了し、10月から介護認定調査の方法が修正された。</p> <p>修正内容については国の研修が行われ、当市では、直営の介護認定調査員に2回、市内の居宅及び施設の介護支援専門員に1回、伝達研修を実施した。介護認定審査会委員については、審査会において合議体毎に、修正点についての説明を行った。</p>

第 3 章 施 策 の 展 開

5 . 福祉へのまちづくりの協働体制

< 地域福祉の協働体制・推進体制の整備 >

(3) 計画推進体制の確立

主な取り組み	展 開 方 向	進 捗 状 況
<p>計画推進体制の整備</p> <p>計画書：29頁</p> <p>別添資料 資料2 資料3</p>	<p>高齢者保健福祉計画策定に係る高齢者在宅計画推進部会と介護保険事業計画策定に係る介護保険運営協議会（地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営協議会を兼ねる）等、計画の策定から進捗管理まで市民参加で計画を推進していく体制を整備します。</p> <p>法の規定に基づく、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画との一体性の観点等から、高齢者在宅計画推進部会と介護保険運営協議会の連携のあり方について検討します。</p>	<p>平成22年度 地域福祉計画市民意向調査の実施 平成23年度 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定作業</p> <p>これらに向け、両計画の一体性確保の観点から、高齢者在宅計画推進部会と介護保険運営協議会が連携し、合同会議(仮称)による審議を予定している。</p>